

市営団地鳩駆除業務委託仕様書

1 業務の名称

市営団地鳩駆除業務委託(市営後屋団地)(以下「本業務」という。)

2 目的

現在、市営住宅には多数の鳩が飛来し、空室を中心に住み着いている状況である。

これに伴い市営住宅では鳩による被害が深刻化しており、空室のベランダに堆積する糞の汚臭、卵や雛の死体から出る腐臭、落下する糞の洗濯物への付着、鳴き声による不快感など、その被害は多岐にわたっている。

また、羽や乾燥した糞が飛散することで鳩の保有する様々な病原菌(サルモネラ菌(食中毒)、真菌類(肺炎)、トキソプラズマ(食中毒)、オウム病クラミジラ(肺炎)など)が感染症を引き起こし、住民に健康被害をもたらすおそれがある。

本業務では、上記被害をもたらす鳩を捕獲、駆除し、公営住宅の衛生環境の改善、そして住民福祉の向上を図ることを目的とする。

3 市営住宅鳥害対策事業の概要

本業務では、甲府市(以下「委託者」という。)が民間業者(以下「受託者」という。)に対し、対象となる団地の鳩からの被害状況の調査および鳩の捕獲、処分、駆除完了後の調査報告について業務委託を行う。

4 委託業務の範囲

本業務の範囲は、鳥害対策に関わる次に掲げるものとする。

- (1)鳩捕獲のための現地調査、入居者への周知(全棟)
- (2)有害鳥獣捕獲許可申請
- (3)捕獲準備(3棟)
- (4)鳩の捕獲、処分
- (5)鳩駆除後の調査報告

5 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日までとする。

6 業務の実施場所

甲府市後屋町653番地 後屋団地

7 業務スケジュール

受託者は本業務の施工計画書を作成し、委託者に提出するとともに、計画書に沿って遅滞なく施行を完了させることとする。

業務内容	スケジュール
現地調査	11月下旬 ～ 12月上旬
捕獲準備	12月中旬 ～ 1月上旬
捕獲、処分	1月中旬 ～ 2月中旬
調査報告	本業務開始 ～ 3月15日

8 前提条件

受託者は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定められた狩猟免許(わな猟)を有し、本業務を実施する者は有害鳥獣捕獲許可申請時に提出する「鳥獣の捕獲等従事者名簿」に記載した者でなければならない。

また、受託者は、本業務の遂行にあたり、入居者の安全面、衛生面について十分に注意を払うことはもとより、作業従事者に対しても同様に注意を払い、労働環境が常に適切に保たれるよう努めるとともに、本業務従事者の緊急時の連絡体制を構築し、事故等が発生したときは、すみやかに委託者に報告すること。ただし、苦情や常軌を逸脱するような要求・業務妨害にあたる行為などの発生を未然に防止できるよう、市民への説明、対応は丁寧に行うこと。

9 業務の内容

(1) 現地調査、入居者への周知

被害を受けている市営住宅全棟で現地調査を行い、被害の程度、状況、鳩の生息域などを調査し、特に被害の大きい3棟について、捕獲、駆除のために効果的な罠の設置場所を決める。この際、有害鳥獣捕獲許可申請書提出時の資料として、被害状況の写真を撮影する。

また、入居者に対しては自治会や掲示板などを通じ、駆除作業に関する周知・説明を行う。

- (2) 有害鳥獣捕獲許可申請
調査結果をもとに申請書を作成し、鳩の捕獲・処分のため、甲府市産業部林政課にて有害鳥獣捕獲許可申請を行う。
- (3) 捕獲準備
罠への警戒心を解くため作動しない状態で捕獲器を設置し、周辺に餌をまく。その際、糞などが堆積することがあるため設置場所には養生を行うとともに、作業終了後は設置場所周辺の清掃を行うこと。
- (4) 捕獲
捕獲器を起動し、罠にかかった鳩を捕獲する。
- (5) 処分
甲府・峡東クリーンセンターで産業廃棄物として焼却処分する。
- (6) 駆除後の調査報告
捕獲・処分完了後、受託者は委託者に対し調査完了報告書を提出する。報告書には現地調査時の状況、捕獲、処分の状況など、フェーズごとの業務について可能な限り詳細に記載し、業務写真の提出も行うこと。

10 その他遵守事項

(1) 共通事項

本仕様書に定めるほか、本仕様書に明示されていない事項や疑義が生じた場合は、受託者は直ちに委託者に申し出て、受託者の一方的な判断によらず、委託者との協議の上、打ち合わせ簿にて決定するものとする。

(2) 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

受託者は、本業務の実施にあたり、職務上知り得た情報及び付随する事項について、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第35号)、甲府市情報セキュリティポリシー、その他関係法令を遵守し、個人情報の取扱いについて十分な配慮、適切な対応を行い、本業務完了後も同様とする。

なお、サプライチェーンリスクの管理をはじめとして、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)」に準拠した情報セキュリティ対策を実施の上、本業務を行うこと。

(3) 損害について

受託者は、本業務の実施にあたり、作業現場にある建造物やその他付随する設備、入居者の所有物等について、その取り扱いには細心の注意を払い、受託者の過失によりこれらを破損・汚損した場合及び人的被害等が発生した場合は、受託者の責任で原状回復、損害賠償を行うこと。